

6. 心臓機能障害

◆ 18歳未満 ①かつ③、又は②かつ③

◇ 18歳未満は、基本的には先天性心疾患を想定している

	①臨床・検査所見 (胸部X線/心電図)	②検査所見(心エコー図/ 冠動脈造影)	③養護の区分
1級	6項目以上		重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの
3級	5項目以上	冠動脈の狭窄又は閉塞	継続的要医療
4級	4項目以上	冠動脈瘤または拡張	症状に応じて要医療、又は1か月～3か月毎の観察
非該当			6か月～1年毎の観察

◆ 18歳以上 ①かつ②

◇ 18歳以上は心不全を想定している

	①検査所見(胸部X線/心電図)	②活動能力の程度
1級	2項目以上	オ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ペースメーカーを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの ・先天性心疾患によるペースメーカーの植え込みをしたもの ・人工弁移植又は、弁置換を行ったもの 	
3級	1項目以上	エ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 	
4級	心房細動・粗動 期外収縮 ST低下0.2mV未満 運動負荷心電図ST低下0.1mV以上	ウ
	臨床所見で部分的に心臓浮腫があるもの	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 	

◆ 18歳以上の活動能力 ADL低下に相当

ア) 社会での日常生活活動が著しく制限されることがないもの 非該当

- ・ NYHA心機能分類クラス I、6メッツ以上に相当

- イ) とウ) 社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 4級
 - ・ NYHA心機能分類クラスⅡ、4メッツ以上6メッツ未満に相当
 - ・ 又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活や社会生活に妨げとなるもの
- エ) 家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 3級
 - ・ NYHA心機能分類クラスⅢ、2メッツ以上4メッツ未満に相当
 - ・ 又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの
- オ) 身辺動作が極度に制限されるもの 1級
 - ・ NYHA心機能分類クラスⅣ、2メッツ未満に相当
 - ・ 又は繰り返してアダムストーク発作がおこるもの

◆ 例外その1： 心臓ペースメーカー

- ◇ その他、18歳以上は「ペースメーカーの適応度」（クラス）と「身体活動能力（運動強度）」（メッツ値）で判断する
 - ・ ICDや両室ペーシングも同じ
 - ・ クラスは日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン（2011年改訂版）」を用いる
- ◇ 初回認定のみ、クラスⅠは無条件で1級
 - ・ クラスⅡ以下はメッツ値で判断
 - ・ 2メッツ未満 1級
 - ・ 2メッツ以上4メッツ未満 3級
 - ・ 4メッツ以上 4級
 - ・ 植え込みから3年以内に再認定を
- ◇ 再認定ではメッツ値で判断（クラスは関係なし）
 - ・ 上記の基準で1級、3級、4級 ADL低下に相当
- ◇ 初回認定においては適応度を判断した根拠となる所見を、ガイドラインの基準に合わせて、経過・現症の欄などで示す必要がある
 - ・ 無症候性でクラスⅠと判断できるのは、HR40未満など一部の高度・完全房室ブロックに限られる
- ◇ 再認定においては、前回診断書作成からのメッツ値の推移がわかるような臨床経過を、経過・現症の欄に記すこと
- ◇ ICD、CRT-P、CRT-Dはそれぞれの機器に応じた適応度を用いる
- ◇ CRT-P、CRT-Dの適応度の判断には「NYHAクラス」「EF」「QRS幅」「洞調律or Af」といった情報が必要

◇ ICD、CRT-Dは除細動器が作動したら、その事実をもって診断日から「1級（3年後再認定）」と認定できる

◆ 例外その2： 弁置換術後

◇ 無条件で、術直後より1級となる

- ・ 人工弁、生体弁の種類は問わない
- ・ 開胸手術、経皮的（血管内治療）の術式は問わない

◆ 例外その3： 心臓移植後

◇ 心臓移植後で免疫抑制剤が必要な期間も1級

- ・ 免疫抑制剤が不要になった後は、通常の基準で判定する

◆ よくある悩ましいケース

◇ 活動能力、メッツ値の判断においては、肢体不自由や認知機能障害といった他の機能障害による活動低下の要素を含めるのは適当ではない

- ・ 他の機能障害の要素を排した状態を類推し、「心臓機能障害による活動制限の程度は？」という観点で判断する
- ・ 心エコーなど客観的な検査所見を参考
- ・ 胸部X線・心電図など検査所見は3カ月以内のもの
3カ月以上前の検査所見の場合は、現在の状態も障害に該当すると考えた理由を記載

◆ よくある記載もれ・誤り

- ・ 診断書・意見書の1ページ最下段の等級誤り
植え込み時のクラスⅡ・Ⅲの場合は、2メッツは3級、4メッツは4級
- ・ 添付の心電図の検査日と、2ページ3の心電図所見日との相違
- ・ メッツ値は数値で記入する。○メッツ未満は適当でない